

制定 平成24年7月2日

会 費 規 程

第1条 「鳥取東部地区協会会則」第7条による会費は、この規程の定めるところによる。

第2条 会費は一口1,000円とし、三口3,000円とする。

第3条 会費は年1回払いとし、請求を受けたら期限までに速やかに納入するものとする。

第4条 年度途中の入会者の会費は、月割計算とし百円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5条 納入済みの会費は、返還しない。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、公益財団法人日本電信電話ユーザ教会の設立の日から施行する。